

兵庫県児童館連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、兵庫県児童館連絡協議会という。

(目 的)

第2条 本会は、県内の児童館、児童センター等（以下児童館等）及び县市町児童館等担当課相互の連携による児童館運営の充実と職員の資質向上を図り、もって児童の健全育成に資することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、児童館等並びに兵庫県企画県民部青少年課及び児童館を設置する市町の児童館担当課をもって会員とする。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 児童の健全育成及び児童館の活動に関する調査研究
- 2 児童館職員の研修に関する事業
- 3 関係機関及び関係団体との連絡・提携に関する事業
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 理 事 4名
- 4 監 事 2名

2 役員は役員会において互選する。

(役員を選出)

第6条 本会の役員を選出ブロック及び定数は次による。

県立こどもの館	1	神戸市	1
姫路市	1	西宮市、宝塚市	1
伊丹市、川西市、三田市	1	西脇市、加西市、加東市	1
加古川市、稲美町、三木市	1	芦屋市、洲本市、南あわじ市	1
たつの市、赤穂市	1	多可町、篠山市、丹波市	1

2 本会の役員は総会において承認する。

(役員の任期)

第7条 本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 欠員補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 3 理事は、本会の運営にあたる。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

- 2 会議の議長は、会長があたる。
- 3 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、議事を議決することができない。
- 4 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、役員会の承認を得て、これを臨時に開催することができる。
- 5 総会は、規約の改廃、事業計画及び予算の決定、決算の承認並びに役員会において総会に諮る必要があると認めた事項を議決する。

6 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 役員会は、必要に応じ開催するものとし、本会の運営及び事業の執行に必要な事項を審議する。

(会 費)

第10条 本会の会費は、縣市町割と児童館割とし、その額はそれぞれ次のとおりとする。

縣市町	年額	9,000円
児童館等	年額	5,000円（1館あたり）

(経 費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(部 会)

第13条 本会の目的を達成するために必要な部会を設けることができる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、兵庫県立こどもの館（姫路市太市中915-49）に置く。

附 則

この規約は、平成2年1月10日から施行する。

ただし、第10条の規定による会費は、平成2年度から適用する。

附 則

この規約は、平成6年7月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年7月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年7月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月12日から施行する。